

平成 26 年 12 月 30 日

日 鶏 協 理事・監事  
          会員  
          各県養鶏協会  
J E P A 会員  
鶏卵価格差補填事業加入者

各位

(一社) 日 本 養 鶏 協 会  
事 務 局

## 高病原性鳥インフルエンザの連続発生に伴う防疫対策の強化に係る要請(至急連絡)

### 前略

既に各行政機関及びマスコミ等を通じて既に宮崎県で2例、山口県下で1例の本病発生が伝えられているところであります。

本病は特に現在のような冬期の低温・乾燥に発生し易い伝染病であるため、今冬におきましては、引続き高いレベルの本病に対する防疫意識と対策が養鶏関係者には強く求められるところであります。

つきましては、本病対策のポイント及び基本は動線(感染ルート)遮断となりますので、鶏舎・施設等の一般的外観の新旧は二の次であり、疫学的観点からより効果的となる以下の点にも留意されて一層の防疫対策に取り組まれることを要請します。

### 記

#### 1. 感染源についての考え方

本病ウイルスは特に中国・韓国において大量に存在するアヒルにより年間を通してウイルスの増殖・感染を繰り返し、これが両国の鶏を含めた各種鳥類に感染を繰り返して本病が常在化している実態にあること。

このウイルスが、低温・乾燥となる感染好期の冬期に日本等の周辺国に人・

物・野鳥等を介して我が国にウイルスが持ち込まれること。

従って本病を含めた感染症対策にはウイルス等の病原体の数量レベルを如何に低下させ感染レベル以下とすることが極めて重要となること。

## 2. 具体的対策

- (1) 外部者、特に養鶏関係者の農場内への立入り及び各種物品の搬入は極力制限すること。やむを得ない場合には、関係者に対しては専用の手指消毒・衣服・履物の交換、搬入物の消毒・車輛消毒等に努めること。
- (2) 従業員を含めて鶏舎内に入る場合には、鶏舎毎に専用の手指消毒・衣服・履物・消毒槽の通過に努めること。
- (3) 可能であれば、野鳥・ネズミ等の侵入対策のため、鶏舎・飼料タンク等の施設を防鳥ネット(できれば建物の敷居レベルまで)で覆うことは極めて有効な対策であること。
- (4) 本病ウイルスは特に感染鳥類の糞便中に極めて多量に排出されるため、養鶏場内で発見される野鳥等の糞便については、触れることなく消毒薬等により処理すること。
- (5) 感染ルート各段階の各々についてウイルスが存在することを前提に感染量レベル以下に下げること努めること。

### ＝参考＝

**養鶏場入口 → 事務所 → 管理室 → 鶏舎内の各段階で専用の器具等により手指消毒・踏込消毒・衣服交換・物品の搬入制限等を徹底すること。**



26消安第4791号

平成26年12月30日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

山口県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、山口県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

今秋以降、韓国を始めとする海外における本病の確認事例が相次いでいること及び国内各地において野鳥等から本病ウイルスが検出されていることから、数次にわたり通知等で家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底等の発生予防対策及び異状家きんの早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いしておりましたが、宮崎県において12月16日の事例に続き、12月28日にも本病の疑似患畜が確認されたところです。これらの宮崎県における発生事例に伴い、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号及び平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知。以下「監視体制強化通知」という。）を發出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしておりましたが、今回新たに山口県の家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、下記の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への飼養衛生管理再徹底の指導等

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 山口県の家きん飼養農場において本病の疑似患畜が発生した旨の情報を提供すること
- (2) 平成26年12月28日付け26消安第4787号農林水産省消費・安全局長通知の記1(2)に示した事項を継続して行うこと
- (3) 死亡数の増加などの異状が見られた場合に、農場指導員等に指導を受けた場合でも、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状を呈している場合は、同項の規定を厳格に運用し、管轄の家畜保健衛生所に早期に通報することを徹底するよう指導を行うこと

## 2 危機管理体制の点検及び適確な初動対応の徹底について

監視体制強化通知の記2及び3に示した事項を改めて確認すること。また、防疫指針に基づく措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、全ての都道府県において異常家きんの通報から防疫措置開始に至るまでの流れや疫学関連農場の特定、周辺農場の対応等を細部まで確認すること。